

給食費に係る副食費免除対象者の区分

所得階層 \ 多子区分	第1子	第2子	第3子
[1] 生活保護世帯・非課税世帯 及び市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	免除対象者 (免除額 3,300円)		
[2] 市町村民税所得割課税額 77,101円以上の世帯	対象外		免除対象者 (免除額 3,300円)

備考

- ① 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算します。
- ② 所得階層は、調整控除を除く各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除）による控除前の所得割課税額を用いて決定します。
- ③ 4月分から8月分までは前年度の市町村民税額により、9月分から翌年3月分までは当該年度の市町村民税額により所得階層区分を判定して決定します。
- ④ 多子区分について（所得階層区分が[2]の場合）
同一世帯の満3歳から小学校3年生までの兄弟姉妹（就学前の子どもは、幼稚園、認可保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部等、児童心理治療施設に通所の場合、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援、特例保育、家庭的保育事業等を利用の場合に限る。）のうち、最年長の者を第1子とし、次年長の者を第2子とし、それ以降の者を第3子とします。